

中核市議会議長会総会に伴う随行職員の旅費の公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成18年9月7日

| | |
|---------|------|
| 高松市監査委員 | 北原和夫 |
| 同 | 吉田正己 |
| 同 | 住谷幸伸 |
| 同 | 伏見正範 |

中核市議会議長会総会に伴う随行職員の旅費の公金支出に関する
住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成18年7月13日

3 請求の要旨

別紙事実証明書（①書記Aに係る出張命令関係書類兼旅費計算書類写し、②高松市企画財政部作成の「財政運営指針（平成17年10月）」の中期財政収支見通し写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、高松市の公務員は、高松市議会議長が「平成18年度中核市議会議長会総会」に出席するに際して、必要もないのに同議会事務局議事課書記Aを「随行」という名目で出張させて76,740円の公金を違法又は不当に支出させたのである。高松市議会議長が出張するに際して、同議長は子供でもないのに、いちいち「随行」する必要はないのである。本件出

出張旅費支出は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」公金支出に該当するものである。

高松市企画財政部作成の別紙事実証明書②記載の通り高松市の中期財政収支見通しは大幅な財源不足が明らかであるにもかかわらず、必要性もないのに「随行」名目で公務員を出張させることは無駄な公金支出であることは言うまでもなく、本件旅費支出によって高松市に対し当該支出額相当額の損害を与えたことは明白である。

本件公金支出は、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出である。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な「公金支出」について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の公務員が、平成18年4月11日から同月12日までの間、宇都宮市内で開催された「平成18年度中核市議会議長会総会」（以下「議長会総会」という。）に出席した市議会議長（以下「議長」という。）に市議会事務局議事課書記A（以下「書記」という。）を随行者として出張させ、公金からその出張費名目で金7万6,740円を支出したことが、必要もない出張に対するものとして、公金の違法または不当な支出に該当するか否かという事項である。

そして、措置請求の内容は、本件公金支出について、責任を有する者に対して当該損害の補てんを求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し

て、平成18年8月11日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、市議会事務局総務調査課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員等から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 書記が議長会総会に出席した市議会議長に随行のため出張した事実

ア 中核市議会議長会の概要

中核市議会議長会は、中核市議会の議長で組織され、本件議長会総会では36市が参加している。同議長会は、市議会相互の緊密な連携のもと、中核市に関する行政課題について調査、研究、要望活動等を実施し、もって地方分権の推進に資することを目的として、事業を行っており、年間の事業としては、総会、事務局長会および要望活動をそれぞれ年2回行っている。そして本件議長会総会においては、地方分権推進のための事務権限移譲についての要望事項を取りまとめ、これを国等へ要望する活動などを行っており、議長会の意思を反映させるための事業を行っている。

イ 本件出張に係る出張命令および旅費支出の経緯

本件出張について、市は、平成18年2月17日に中核市議会議長会会長岐阜市議会議長から本件議長会総会の開催通知（平成18年2月15日付け中核市議長会第23号）があったのを受け、これに出席する議長に書記を随行させることとし、同年4月3日に高松市職員服務規程に基づき、書記の出張命令簿を起案した上、高松市事務決裁規程（以下「事務決裁規程」という。）に基づき、市議会事務局長まで

の決裁を受け、さらに、高松市文書規程に基づき、総務部人事課長までの合議を受けて、これを決定している。その後、市は、同月5日に支出負担行為決議兼支出命令として歳出管理票を起票した上、総務調査課長までの決裁を受け、出納室長までの審査を経て、同月10日に概算払で出張旅費として7万6,740円を書記に支払うことを決め、その支払をしている。

ウ 本件出張の概要

書記は、出張命令に従い、第1日目の同月11日に議長に随行して市を出発し、航空機および鉄道を利用して、議長会総会会場である栃木県宇都宮市本町のホテルに到着し、同総会に参加している。なお、書記は、総会前に開かれる事務局長会に事務局長代理として出席する予定であったが、議長の体調不良のため、往路の途中で休憩をとったため、参加していない。

第2日目の同月12日には、行政視察が行われる予定であったが、議長の体調不良のため、書記は議長とともに行政視察には参加せず、帰高している。

(2) 書記が議長会総会に出席した市議会議長に随行のため出張する必要性とその業務内容

ア 書記が市議会議長に随行のため出張する必要性

市議会議長は、議長としての本来的職務のほか、これに関連して就任している各種団体の役職の職務も担っており、市内外を問わず、多くの会合や行事に出席しなければならない立場にあり、重要かつ広範囲な職責を負っている。事務局職員は、これら多岐に渡る議長の職務が円滑に遂行されるよう、日常的に議長のスケジュール調整や会議内容の事前説明などの秘書業務に従事しており、議長が職務上出張する際には、その職務に応じて、職員が随行して、それら秘書業務を行う必要が生じる場合がある。

本件出張のような各市議会議長で構成される全国組織の会議においては、通常、会議前の情報収集、意見調整を始め、会議後の地元選出の国会議員等への要望活動などが行われることが予定されており、そ

のスケジュール調整や資料整理等を適正に処理するためには、事務局職員も同会議に出席し、その議論の内容等を正確に把握する必要がある、事務局職員が議長に随行して出張することは、必要不可欠なものである。

また、高松市議会を代表する議長は、各種会議用務等で多忙であるため、不意の緊急用務が生じることも多く、これに備え、常にその連絡調整が必要であり、議長が公務に専念できるよう万全を期するためには、議長の出張の場合に秘書業務を行う事務局職員を随行させることは不可欠であり、県外出張の場合は、特にその必要性が高くなる。

イ 中核市議会議長会からの出席要請

このような事情は各市においても同様であり、この中核市議会議長会会長も本件議長会総会開催案内通知文において、会議を円滑に実施するため事務局長会を開くこととし、事務局長または代理の者の出席を求めており、参加した各市においても総会には議長とともに事務局職員が出席している。

ウ 書記の担当事務と秘書業務について

事務局職員の所掌事務は、高松市議会事務局処務規程（以下「事務局処務規程」という。）に定められており、秘書業務は総務調査課の事務となっているが、本件出張に際し、議事課の書記を出張させたことについて、市は、同規程第3条の規定にかかわらず、同規程第4条において、議長において必要があると認めたときは臨時に事務を分掌させることができるとしており、本件議長会総会では国等への要望事項に関する審議が予定されていたところから、議事課書記を随行者とすることが適当と判断し、議長随行者として書記を出張させることとしたものである。

エ 本件随行情における書記の業務内容

書記は、第1日目において、議長の体調不良のため行程途中で休憩したことから、総会の内容の事前説明会である事務局長会には参加できず、総会前の議会報コンクールの投票の時点から議長とともに参加している。なお、書記は、総会開始前に、事務局長会の会議資料等の

配付を受け、その議事内容を確認している。そして、書記は、議長とともに総会に出席し、平成18年度の事業計画、予算や国等への要望事項が決定される審議等の経過を記録しており、総会に引き続いて行われた議会報コンクールにも出席し、優秀な議会報の講評を聞いて、今後のよりよい議会報づくりの参考とした。また、書記は、総会等終了後の意見交換会では、他市の事務局職員と議会運営等に関する問題点などについて情報交換をしている。

本件総会自体の日程は1日目で終了し、2日目には現地施設等の視察が行われることが企画されていたが、議長の体調が不良であったため、視察ができない状態になっていたため、書記は議長とともに、その参加を中止した。

なお、書記は、会議後には、会議記録を整理し、復命書を作成するとともに、総会で協議された地方分権推進のための事務権限移譲に関する要望書を6月上旬に地元選出の国会議員に対して送付するなど、中核市議会議長会の要望事項実現のための活動を実施している。

- (3) 書記が議長会総会に出席した市議会議長に随行のため出張したことに対する費用支出の適法性

ア 旅費支出の根拠

市は、書記の旅費については、高松市職員旅費支給条例（以下「旅費支給条例」という。）に基づき積算している。

同条例第2条では、職員が公務のため旅行する場合には、その職員に対して旅費を支給すると規定し、同第5条第1項では、普通旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、日当、宿泊料等とすると規定している。そして同条第2項では、鉄道賃はそれぞれ鉄道旅行等の路程に応じ、旅客運賃等により支給すると規定し、同条第4項では、航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給すると規定し、同条第5項では、日当、宿泊料はそれぞれ旅行中の日数、夜数に応じ定額により支給すると規定し、さらに第6条では、旅費は最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算すると規定している。

イ 本件旅費の積算

市は、本件旅費の内訳は、交通費が片道で高松羽田間の航空賃2万3,950円、モノレール運賃470円、浜松町駅宇都宮駅間の鉄道運賃1,890円および特別急行料金2,910円、これらの往復で計5万8,440円、日当が2日分5,200円、宿泊料が1夜分1万3,100円として、その合計7万6,740円を積算しているが、いずれも条例に基づいた適正な金額である。

ウ 支出命令および精算

市は、同年4月5日に支出負担行為決議兼支出命令に係る歳出管理票を作成し、総務調査課長までの決裁および出納室での審査を経て、同月10日に、高松市会計規則（以下「会計規則」という。）第79条第1項第1号に基づく旅費の概算払として7万6,740円を書記に支払っている。そして、書記は、用務終了の翌日の同月13日に、同規則第80条第1項の規定に基づき、領収額および支払額は同額であるとして精算しており、返納額はない。

2 監査委員の判断

- (1) 請求人は、市議会議長の議長会総会出席のための出張に書記を随行させる必要がなかったのに、書記を随行として出張させ、出張費名目で公金を支出したことは、公金の違法または不当な支出であり、市に出張旅費相当額の損害を与えている旨主張しているので、まず、この点について検討する。

ア 書記を議長会総会に出席した市議会議長に随行させるため出張させた必要性について

書記の本件随行のための出張の必要性について、市は、「監査により認められた事実」(2)のアで示したとおり、書記による議長の随行は、ただ単に議長に随伴するにすぎないものではなく、議長とともに書記自身も会議前の情報収集や意見調整の場に加わり、議長会総会開会後は、これに出席し、その内容の正確な把握に努めるほか、現地での議事の把握や毎年交替している議長への事情説明などの秘書業務を行うことが必要であり、また、帰着後の地元選出国會議員への要望事

項の取りまとめなど議事に関する業務なども担当することになっており、出張する議長の執務上必要な出張であるとしている。

そこで、これら業務の公務としての必要性について検討する。

中核市議長会は「監査により認められた事実」(1)のアで示したとおり、中核市の議長で構成される団体であり、本件出張時は中核市全36市で構成されており、地方六団体の一つである全国市議会議長会の規模には及ばないものの、これと同様な機能を有し、その活動は中核市に関する行政課題について調査、研究、要望し、地方分権の推進に資することを目的とする公益的団体であり、その構成員である議長が当該議長会総会に出席するため出張することは、公務の一つと判断される。そしてこれに随行する書記は、当該議長会から総会開催前に開かれる事務局長会への出席を要請され、これに出席するとともに、「監査により認められた事実」(2)のアおよびエで示したとおり、議長とともに総会開会前の情報収集や意見調整に加わり、総会開会後はこれに出席して審議内容の正確な把握に努め、会議後の要望活動等の適切な実施に備える業務を行うものであり、随行していた議長が体調不良となり、到着が遅れたため、事務局長会には出席できなかったものの、その他の業務は滞りなく処理していることが認められるので、その出張は議長の上記公務を補助するものとして、公務として判断され、その必要性は十分認めることができると言わなければならない、請求人の主張は失当である。

イ 市が本件随行を命令したことの適否について

県議会議員の出張に随行する県職員の出張命令について、最高裁の判決（平成12年（行ツ）第369号徳島県議会野球大会旅費，日当，宿泊料等返還請求事件，平成15年1月17日判決言渡）は、「地方公共団体の職員が職務命令である旅行命令に従って旅行をした場合には、職員は、旅行命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該旅行に対して旅費の支給を受けることができ、それが不当利得となるものではない。」と判示しているところ、本件出張命令は、「監査により認められた事実」(1)のイで示したとおり、議会事務局処務規程で準用す

る事務決裁規程に規定する県外出張に係る旅費の決裁権者である事務局長の決裁で命令されているので、適正な手続での出張命令と認められ、かつ「監査により認められた事実」(2)で示したとおり、その目的および実際の業務内容などに照らしても、当該出張命令には形式的にも実質的にも重大かつ明白な瑕疵があるとは認められず、これが違法・不当なものでないことは明らかであり、請求人の主張には理由がない。

- (2) 書記が議長会総会に出席した市議会議長に随行のため出張したことに対する費用支出の妥当性および適法性について

次に、請求人は、市の中期財政収支見通しは大幅な財源不足が明らかであるにもかかわらず、書記を議長出張に随行させ、当該出張旅費を支出していることは、無駄な公金支出であり、市に旅費相当額の損害を与えるとともに、法第232条第1項、第2条第14項および地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出でもあると主張している。これらの点について検討する。

- ア 中期財政収支見通しと本件旅費支出の妥当性について

市の中期財政収支見通しは、平成17年10月に策定された財政運営指針の中にある資料で、平成17年度から21年度までの一般会計について収入と支出を試算したものであるが、景気動向に伴う市税収入の変動や三位一体改革の行方、さらには、合併効果など変動する諸要因のため予測が極めて困難であると前置きをしている。同指針は、財政健全化の具体化を目指し、重点的に実施すべき事項を定め、その行財政運営の改善を日常的に進めるためのよりどころとするためのものではあるが、予算すべてを拘束するものではなく、各年度に状況の変化による所要の修正を加えながら、予算編成の基本とするために策定されたものであり、同見通しの意味するところは、財政健全化の必要性を数値で示したものである。

したがって、市は、この指針に基づき、予算編成上および日常においても行財政運営の改善を図るべきものであり、各種施策の選択と集中などに努めるべきものではあるが、本件随行のための出張旅費の支

出については「監査により認められた事実」(2)のアで示したとおり、その必要性が十分に認められ、何ら当該財政運営指針に反するものとは考えられず、当然に必要な経費の支出と認めることができ、無駄な公金支出には当たらず、支出額相当額の損害を与えたものでないことは明らかであり、請求人の主張には理由がない。

イ 旅費支出の適法性について

書記の本件随行のための出張に関する旅費の積算および精算については、「監査により認められた事実」(3)のイおよびウで示したとおり、旅行経路および旅費額は妥当なものであり、出張命令簿の決裁終了後、支出負担行為兼支出命令に基づいた会計規則に基づく旅費の概算払および旅行終了翌日における同規則に基づく精算手続も適正に事務処理されている。

これらのことから、本件旅費支出は適正な出張命令手続に基づく旅費の支出であって、何ら違法なものでもない。

ウ 本件公金支出における法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無について

最後に、請求人は、本件随行のための出張旅費を公金から支出したことについて、法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出であると主張しているので、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項、第2条第14項および地方財政法第4条第1項は、地方公共団体がその事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

本件出張旅費については、「監査により認められた事実」(2)のアで示したとおり、必要な随行のための出張に対するものであり、その金額も「監査により認められた事実」(3)で示したとおり、出張命令に則った行程を基に、旅費支給条例で規定する鉄道賃等で積算された適正な金額であり、必要な最小限の支出に止まっていることが認められ、法第232条第1項、第2条第14項および地方財政法第4条第1項

の趣旨に則した妥当な支出となっており、何ら違法・不当なものではなく、その支出が市に損害を与えるものではないことは明らかである。以上、検討のとおり、請求人の主張はいずれも理由がなく失当である。よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第24号

中核市議会議長会総会に伴う随行職員の旅費の公金支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成18年9月7日

| | |
|---------|------|
| 高松市監査委員 | 北原和夫 |
| 同 | 吉田正己 |
| 同 | 住谷幸伸 |
| 同 | 伏見正範 |

中核市議会議長会総会に伴う随行職員の旅費の公金支出に関する
住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成18年7月13日

3 請求の要旨

別紙事実証明書（書記Aに係る出張命令関係書類兼旅費計算書類写し、高松市企画財政部作成の「財政運営指針（平成17年10月）」の中期財政収支見通し写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、高松市の公務員は、高松市議会議長が「平成18年度中核市議会議長会総会」に出席するに際して、必要もないのに同議会事務局議事課書記Aを「随行」という名目で出張させて76,740円の公金を違法又は不当に支出させたのである。高松市議会議長が出張するに際して、同議長

は子供でもないのに、いちいち「随行」する必要はないのである。本件出張旅費支出は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」公金支出に該当するものである。

高松市企画財政部作成の別紙事実証明書に記載の通り高松市の中期財政収支見通しは大幅な財源不足が明らかであるにもかかわらず、必要性もないのに「随行」名目で公務員を出張させることは無駄な公金支出であることは言うまでもなく、本件旅費支出によって高松市に対し当該支出額相当額の損害を与えたことは明白である。

本件公金支出は、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出である。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な「公金支出」について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は、高松市の公務員が、平成18年4月11日から同月12日までの間、宇都宮市内で開催された「平成18年度中核市議会議長会総会」に出席した市議会議長に市議会事務局議事課書記Aを随行者として出張させ、公金からその出張費名目で金7万6,740円を支出したことが、必要もない出張に対するものとして、公金の違法または不当な支出に該当するか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。